

「企業在籍型職場適応援助促進助成金」のご案内

自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着を図ることを目的としています。

企業在籍型職場適応援助者による職場適応援助を行わせる事業主に対して支給します

以下の「対象労働者」の①～③にあてはまる方の職場適応のために、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成または承認するジョブコーチによる支援計画で必要と認められた支援を、「企業在籍型職場適応援助者」に無償で行わせた場合に助成金を支給します。

<対象労働者>

- ① 次のいずれかに該当する方
 - ◆身体障害者
 - ◆知的障害者
 - ◆精神障害者
 - ◆発達障害者
 - ◆難治性疾患のある方
 - ◆高次脳機能障害のある方
 - ◆地域センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方
- ② 支援計画の開始日において65歳未満の方
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方

<企業在籍型適応援助者による支援>

支援計画書に記載された対象労働者の職場適応を図るための①～④の支援
(同一の期間に企業在籍型職場適応援助者が支援できる対象障害者の人数には上限があります)

- ① 対象労働者と家族に対する支援
- ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整
- ④ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

支給額 ～支援計画に基づく支援期間について助成金を支給します～

支給額は①と②の合計です。

- ① 下表の「支給額」に示す対象労働者1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数※を掛けた額

※6か月以内を上限とするほか、実施する支援の回数や対象労働者の出勤割合などの条件があります。

対象労働者	企業規模	支給額 (1人あたり月額)
短時間労働者以外	中小企業	8万円
	大企業	6万円
短時間労働者	中小企業	4万円
	大企業	3万円

- ② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。 (裏面へ)

企業在籍型職場適応援助者とは、次のすべてに該当する方をいいます

- ◆雇用保険被保険者であること
- ◆企業在籍型職場適応援助者養成研修など※の修了者であること
- ◆養成研修受講修了後、初めて支援を行う場合、地域センターが指定する職場適応援助者とともに支援を行うこと
- ◆国などの委託事業費から人件費が支払われていないこと

※この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

次のすべてに該当する事業主が助成金を受給できます

- ◆地域センターが作成または承認した支援計画に従って適切に援助を行うものであること
- ◆支援の日ごとに、支援内容を記録した支援記録票を作成・保管すること
- ◆同一の対象労働者について、支援の開始日前の3年間に2回（精神障害者の場合は3回）以上、この助成金を受給していないこと
- ◆支給対象期間における対象労働者と企業在籍型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに払っていること
- ◆対象労働者と企業在籍型職場適応援助者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し、労働局などから提出を求められた場合に応じること
- ◆対象労働者または企業在籍型職場適応援助者を、支給対象期間の末日までの間に事業主都合により解雇（勧奨退職を含む）していないこと

受給手続

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①～②の順に受給手続きをしてください。

①受給資格認定申請

支援計画の開始日から3か月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。

②支給申請

支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請を行った都道府県労働局またはハローワークに提出してください。

＜参考：受給手続の流れ＞ 【5月1日に支援を開始し、6か月間の支援を行った場合】

